

仕様書等の一部訂正について

令和8年3月30日付けで公告を行った「登別温泉地区（地獄谷）治山工事」について、仕様書等に誤謬があったため、下記のとおり訂正します。

仕様書等「入札説明書」

3. 工事概要等

「本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。」を追加

仕様書等「本工事費内訳書」

別添のとおり修正します。

仕様書等「金額抜代価表」14号代価表

別添のとおり修正します。

仕様書等「治山工事現場説明書」

9 その他特記事項

「本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。」を追加

令和8年4月6日

分任支出負担行為担当官

後志森林管理署長 新井田 和彦

【正】

入札説明書

後志森林管理署の令和8年度 登別温泉地区（地獄谷）治山工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

1. 公告日：令和8年3月30日

2. 分任支出負担行為担当官

後志森林管理署長 新井田 和彦
虻田郡倶知安町北2条東2丁目

3. 工事概要等

本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。

本工事は、現場閉所による週休2日の試行工事（発注者指定方式）である。詳細については、特記仕様書によるものとする。

本工事は、受発注者間の情報共有システムの活用工事である。

本工事は、工事における省力化を図るため、受注者の希望により省力化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工を実施する省力化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象工事である。

本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(1) 工事名 登別温泉地区（地獄谷）治山工事

(2) 工事場所 北海道登別市登別温泉町 後志森林管理署 2398 林班

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工期 契約締結の翌日から令和8年8月31日まで

(5) 使用する主要な資機材 別冊図面及び別冊仕様書のとおり

(6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(7) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）のうち、技術提案（簡易な施工計画）の提出・評価を省略し、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査・評価する施工体制確認型総合評価落札方式（簡易型（省略））により行う。

(8) 主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間60分程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項により、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるものとする。

なお、この場合において、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。ただし、監理技術者には適用しない。

(9) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における

【誤】

入札説明書

後志森林管理署の令和8年度 登別温泉地区（地獄谷）治山工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

1. 公告日：令和8年3月30日

2. 分任支出負担行為担当官

後志森林管理署長 新井田 和彦

虻田郡倶知安町北2条東2丁目

3. 工事概要等

本工事は、現場閉所による週休2日の試行工事（発注者指定方式）である。詳細については、特記仕様書によるものとする。

本工事は、受発注者間の情報共有システムの活用工事である。

本工事は、工事における省力化を図るため、受注者の希望により省力化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工を実施する省力化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象工事である。

本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(1) 工事名 登別温泉地区（地獄谷）治山工事

(2) 工事場所 北海道登別市登別温泉町 後志森林管理署 2398 林班

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工期 契約締結の翌日から令和8年8月31日まで

(5) 使用する主要な資機材 別冊図面及び別冊仕様書のとおり

(6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(7) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）のうち、技術提案（簡易な施工計画）の提出・評価を省略し、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査・評価する施工体制確認型総合評価落札方式（簡易型（省略））により行う。

(8) 主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間60分程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項により、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるものとする。

なお、この場合において、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。ただし、監理技術者には適用しない。

(9) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

【正】

本工事費内訳書

登別温泉地区（地獄谷）治山工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
掘削工					種別行	
【施工パ】床掘り 土砂 現場制約あり	m3	5			14号代価表 22頁	
埋戻し工					種別行	
人力埋戻工 土砂 締固め有り	m3	5			15号代価表 23頁	
作業土工					種別行	
小車運搬 換算60m以下 積込・運搬・取卸 礫質土、砂利、碎石、栗石等	m3	6			16号代価表 24頁	
小車運搬 換算60m以下 積込・運搬・取卸 セメント、鋼材、木材、二次製品等	t	0 700			17号代価表 25頁	
山腹基礎工					工種行	
簡易土留工					種別行	
木製枠工(ユニット式) (中詰:割栗石-人力)	m	22 500			18号代価表 26頁	※木製枠は既設第1号木製土留工を転用
木製枠工天端材設置 45×105mm	枚	5			11号代価表 19頁	※天端材は既設第1号木製土留工を転用
コーチボルト留 M9 L=65mmステンレス系	本	15			12号代価表 20頁	※コーチボルトは既設第1号木製土留工を転用
土のう締切工 48*62cm	m2	1 800			13号代価表 21頁	
吸出防止材[ヤシ繊維系] T 1 0 m m 6 8 N	m2	24 500				[1022]

【誤】

本工事費内訳書

登別温泉地区（地獄谷）治山工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
掘削工					種別行	
床掘り 土砂 現場制約あり	m ³	5			14号代価表 22頁	
埋戻し工					種別行	
人力埋戻工 土砂 締固め有り	m ³	5			15号代価表 23頁	
作業土工					種別行	
小車運搬 換算60m以下 積込・運搬・取卸 礫質土、砂利、碎石、栗石等	m ³	6			16号代価表 24頁	
小車運搬 換算60m以下 積込・運搬・取卸 セメント、鋼材、木材、二次製品等	t	0 700			17号代価表 25頁	
山腹基礎工					工種行	
簡易土留工					種別行	
木製枠工(ユニット式) (中詰:割栗石-人力)	m	22 500			18号代価表 26頁	※木製枠は既設第1号木製土留工を転用
木製枠工天端材設置 45×105mm	枚	5			11号代価表 19頁	※天端材は既設第1号木製土留工を転用
コーチボルト留 M9 L=65mmステンレス系	本	15			12号代価表 20頁	※コーチボルトは既設第1号木製土留工を転用
土のう締切工 48*62cm	m ²	1 800			13号代価表 21頁	
吸出防止材[ヤシ繊維系] T 1 0 m m 6 8 N	m ²	24 500				[1022]

【正】

治山工事現場説明書

工 事 名 登別温泉地区(地獄谷)治山工事
工 事 場 所 北海道登別市登別温泉町
後志森林管理署 2398林班
別紙(位置図)のとおり

説明事項

1 構造物の内容

(1) 溪間工事

工 種	規 模			備 考
	堤 高	堤 長	体 積	

(2) 山腹工

工 種	種 別	数 量	備 考
第1号木製防護柵工		45.0m	
第2号木製土留工(嵩上げ)	木製柵	63.0m	21.0m×3段
第3号木製土留工	木製柵	22.5m	7.5m×3段
既設第1号木製土留工撤去	木製柵	232.5m	46.5m×5段

(※)詳細については、別紙構造図を参照

2 支給材料及び貸与品について

該当なし

3 設計変更について

任意仮設については、原則として設計変更の対象としない。

4 災害補償について

災害補償については契約約款第30条にもとづいて行うが、次のような場合には補償の対象とならない場合がある。

(1) 補償の対象とならない事項

① 出来高について

工事の出来高が施工管理基準にもとづいて作成される図書等に記載されていないために被災部分の証明ができない場合。

② 機械器具類について

設計で積算しているものよりも常識的にみて、明らかに過大な機械器具が搬入され、それが被害を受けた場合。

③ 工事資材について

常識的に見て、被災が予想される場所に資材を置いたことにより流失する等被災した場合。

④ 仮設工(締切工、廻排水工、水替工等)について

受注者の責任において、いずれかの工法を採用しても差し支えないが、設計で想定している工法と比べ、明らかに過小なものが施工されたため被災した場合。

5 工期の延長について

工期の延長については、契約約款第22条の受注者の請求により工期の延長を請求することができるのは次のような場合である。

(1) 降雨による場合

工事期間中著しく雨天日数が多く工事施工に支障があった場合

(2) 資材運搬路等が通行不能となり工事施工に支障があった場合

(3) 災害補償の対象箇所での復旧を要する工事がある場合

【正】

6 労働災害及び交通災害について

近年特に建設事業における労働災害及び交通事故が著しく増加している現状にあるので工事の施工にあたっては労働基準法、労働安全衛生法等の関係諸法令を遵守し、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止と安全の確保に努めること。

なお、次の事項については特に注意し実施すること。

- (1)保安帽及び保護具の完全着用
- (2)地山の掘削作業
- (3)機械作業及び機械器具の点検
- (4)高所(足場上)における作業
- (5)架線直下における作業
- (6)火薬類の取扱作業
- (7)資材運搬及び通勤時における交通災害

7 女性技術者・技能者等の現場環境づくりに係る経費について

契約工期内において、女性技術者・技能者等が工事に従事する場合は、設計変更の対象として監督職員と受注者で協議により更衣室等、女性が働きやすい職場環境づくりに関する諸経費を共通仮設費率対象外に積上げて見込むことができる。

8 排出ガス対策型建設機械の使用について

本工事積算における建設機械の排出ガス対策型の基準値については、「森林整備保全事業標準歩掛」のとおりである。排出ガス対策型(第1次基準値)規格の建設機械について、契約締結後借上げ等が困難な場合は監督職員との協議により、排出ガス対策型(第2次基準値)に設計変更できるものとする。

9 その他特記事項

- ・本工事では、性能・機能に支障の無い範囲において、間伐材や合法性が証明された木材等を使用した木材・木製品・木製型枠等を積極的に使用するものとする。
- ・刊行物単価等で使用している建設機械の賃料については特に記載が無い限り、長期割引を行った単価である。
- ・実稼働日数に伴い、長期割引が該当しない場合においては監督職員と協議により設計変更できるものとする。
- ・**本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。**
- ・本工事は、ICT技術の活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事(受注者希望型)であり、詳細については特記仕様書によるものとする。
- ・本工事は、工事における省人化を図るため、受注者の希望により省人化建設機械(チルトローテータ)を用いた施工を実施する省人化建設機械(チルトローテータ)試行工事の対象工事であり詳細については特記仕様書による。
- ・本工事は、情報共有システムの活用工事であり、活用を希望する場合は、「北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書第10条 森林土木工事における受発注者間の情報共有システム実施要領」のとおりとする。

10 積算に用いた設計条件

区 分	適 用	備 考
①通勤拠点から現場までの距離	12.7km	
②工期の設定	110日	うち冬期日数 0日
③生コンクリートの設計単価	-	地区ゾーン単価
④切込碎石・砂利等の設計単価	見積単価	
⑤かご類等詰石等の設計単価	見積単価	
⑥労務単価	令和 8 年 3 月	
⑦刊行物単価	令和 8 年 3 月号	
⑧刊行物単価(四半期)	令和 8 年 2 月号	
⑨施工パッケージ標準単価(東京単価)基準年月	令和 6 年 4 月	
⑩共通仮設費(率対象外経費)	無し	
⑪共通仮設費(率対象外経費)	無し	
⑫現場管理費(率対象外経費)	無し	
⑬一般管理費(率対象外経費)	無し	

【正】

11 その他留意事項

- (1) 契約約款第1条に定める仕様書は、森林整備保全事業工事標準仕様書、森林整備保全事業工事特別仕様書、特記仕様書をいう。
- (2) 入林手続について
入林届については、国有林野管理規程細則第82条1項3に基づき提出は不要とする。
なお、無人航空機を飛行させる場合は、森林整備保全事業特別仕様書第12条により、必要な手続を行うこと。
- (3) 山火事警防について
当署において定められている「国有林山火事警防対策要綱」に基づき、万全の体制を講じること。
- (4) 支障木について
工事施工中に支障となる立木が発生した場合には、監督職員に状況を報告のうえ、監督職員及び森林官の指示によること。
- (5) 土石流による労働災害防止について
当該工事は、土石流が発生する恐れのある河川における工事であるので、森林整備保全事業工事特別仕様書第3条3及び関係法令等に従い労働安全に努めること。
- (6) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす場合について
落札者(随意契約の場合にあつては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (7) 国有林野内の仮設建物敷等の無料利用について
国有林野管理規定第81条第2項に基づき、「無料利用請書」の提出は省略可能とする。
ただし、「無料利用請書」における条項を遵守すること。

治山工事現場説明書

工 事 名 登別温泉地区(地獄谷)治山工事
 工 事 場 所 北海道登別市登別温泉町
 後志森林管理署 2398林班
 別紙(位置図)のとおり

説 明 事 項

1 構造物の内容

(1) 溪間工事

工 種	規 模			備 考
	堤 高	堤 長	体 積	

(2) 山腹工

工 種	種 別	数 量	備 考
第1号木製防護柵工		45.0m	
第2号木製土留工(嵩上げ)	木製柵	63.0m	21.0m×3段
第3号木製土留工	木製柵	22.5m	7.5m×3段
既設第1号木製土留工撤去	木製柵	232.5m	46.5m×5段

(※)詳細については、別紙構造図を参照

2 支給材料及び貸与品について

該当なし

3 設計変更について

任意仮設については、原則として設計変更の対象としない。

4 災害補償について

災害補償については契約約款第30条にもとづいて行うが、次のような場合には補償の対象とならない場合がある。

(1) 補償の対象とならない事項

① 出来高について

工事の出来高が施工管理基準にもとづいて作成される図書等に記載されていないために被災部分の証明ができない場合。

② 機械器具類について

設計で積算しているものよりも常識的にみて、明らかに過大な機械器具が搬入され、それが被害を受けた場合。

③ 工事資材について

常識的に見て、被災が予想される場所に資材を置いたことにより流失する等被災した場合。

④ 仮設工(締切工、廻排水工、水替工等)について

受注者の責任において、いずれかの工法を採用しても差し支えないが、設計で想定している工法と比べ、明らかに過小なものが施工されたため被災した場合。

5 工期の延長について

工期の延長については、契約約款第22条の受注者の請求により工期の延長を請求することができるのは次のような場合である。

(1) 降雨による場合

工事期間中著しく雨天日数が多く工事施工に支障があった場合

(2) 資材運搬路等が通行不能となり工事施工に支障があった場合

(3) 災害補償の対象箇所での復旧を要する工事がある場合

【誤】

6 労働災害及び交通災害について

近年特に建設事業における労働災害及び交通事故が著しく増加している現状にあるので工事の施工にあたっては労働基準法、労働安全衛生法等の関係諸法令を遵守し、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止と安全の確保に努めること。

なお、次の事項については特に注意し実施すること。

- (1) 保安帽及び保護具の完全着用
- (2) 地山の掘削作業
- (3) 機械作業及び機械器具の点検
- (4) 高所(足場上)における作業
- (5) 架線直下における作業
- (6) 火薬類の取扱作業
- (7) 資材運搬及び通勤時における交通災害

7 女性技術者・技能者等の現場環境づくりに係る経費について

契約工期内において、女性技術者・技能者等が工事に従事する場合は、設計変更の対象として監督職員と受注者で協議により更衣室等、女性が働きやすい職場環境づくりに関する諸経費を共通仮設費率対象外に積上げて見込むことができる。

8 排出ガス対策型建設機械の使用について

本工程積算における建設機械の排出ガス対策型の基準値については、「森林整備保全事業標準歩掛」のとおりである。排出ガス対策型(第1次基準値)規格の建設機械について、契約締結後借上げ等が困難な場合は監督職員との協議により、排出ガス対策型(第2次基準値)に設計変更できるものとする。

9 その他特記事項

- ・本工程では、性能・機能に支障の無い範囲において、間伐材や合法性が証明された木材等を使用した木材・木製品・木製型枠等を積極的に使用するものとする。
- ・刊行物単価等で使用している建設機械の賃料については特に記載が無い限り、長期割引を行った単価である。
- ・実稼働日数に伴い、長期割引が該当しない場合においては監督職員と協議により設計変更できるものとする。
- ・本工程は、ICT技術の活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事(受注者希望型)であり、詳細については特記仕様書によるものとする。
- ・本工程は、工事における省人化を図るため、受注者の希望により省人化建設機械(チルトローテータ)を用いた施工を実施する省人化建設機械(チルトローテータ)試行工事の対象工事であり詳細については特記仕様書による。
- ・本工程は、情報共有システムの活用工事であり、活用を希望する場合は、「北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書第10条 森林土木工事における受発注者間の情報共有システム実施要領」のとおりとする。

10 積算に用いた設計条件

区 分	適 用	備 考
①通勤拠点から現場までの距離	12.7km	
②工期の設定	110日	うち冬期日数 0日
③生コンクリートの設計単価	-	地区ゾーン単価
④切込砕石・砂利等の設計単価	見積単価	
⑤かご類等詰石等の設計単価	見積単価	
⑥労務単価	令和 8 年 3 月	
⑦刊行物単価	令和 8 年 3 月号	
⑧刊行物単価(四半期)	令和 8 年 2 月号	
⑨施工パッケージ標準単価(東京単価)基準年月	令和 6 年 4 月	
⑩共通仮設費(率対象外経費)	無し	
⑪共通仮設費(率対象外経費)	無し	
⑫現場管理費(率対象外経費)	無し	
⑬一般管理費(率対象外経費)	無し	

【誤】

11 その他留意事項

- (1) 契約約款第1条に定める仕様書は、森林整備保全事業工事標準仕様書、森林整備保全事業工事特別仕様書、特記仕様書をいう。
- (2) 入林手続について
入林届については、国有林野管理規程細則第82条1項3に基づき提出は不要とする。
なお、無人航空機を飛行させる場合は、森林整備保全事業特別仕様書第12条により、必要な手続を行うこと。
- (3) 山火事警防について
当署において定められている「国有林山火事警防対策要綱」に基づき、万全の体制を講じること。
- (4) 支障木について
工事施工中に支障となる立木が発生した場合には、監督職員に状況を報告のうえ、監督職員及び森林官の指示によること。
- (5) 土石流による労働災害防止について
当該工事は、土石流が発生する恐れのある河川における工事であるので、森林整備保全事業工事特別仕様書第3条3及び関係法令等に従い労働安全に努めること。
- (6) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす場合について
落札者(随意契約の場合にあつては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (7) 国有林野内の仮設建物敷等の無料利用について
国有林野管理規定第81条第2項に基づき、「無料利用請書」の提出は省略可能とする。
ただし、「無料利用請書」における条項を遵守すること。